

# 第7章 共通的・基盤的施策の推進

## 1. 環境影響評価の推進

環境影響評価（環境アセスメント）とは、大規模な開発事業の実施前に、事業者自らが事業による環境影響について調査、予測及び評価を行うとともに、その結果を公表し、地域住民等の意見を聴き、環境保全に配慮しようとするための仕組みであり、環境の保全を図る上で、極めて重要なものである。

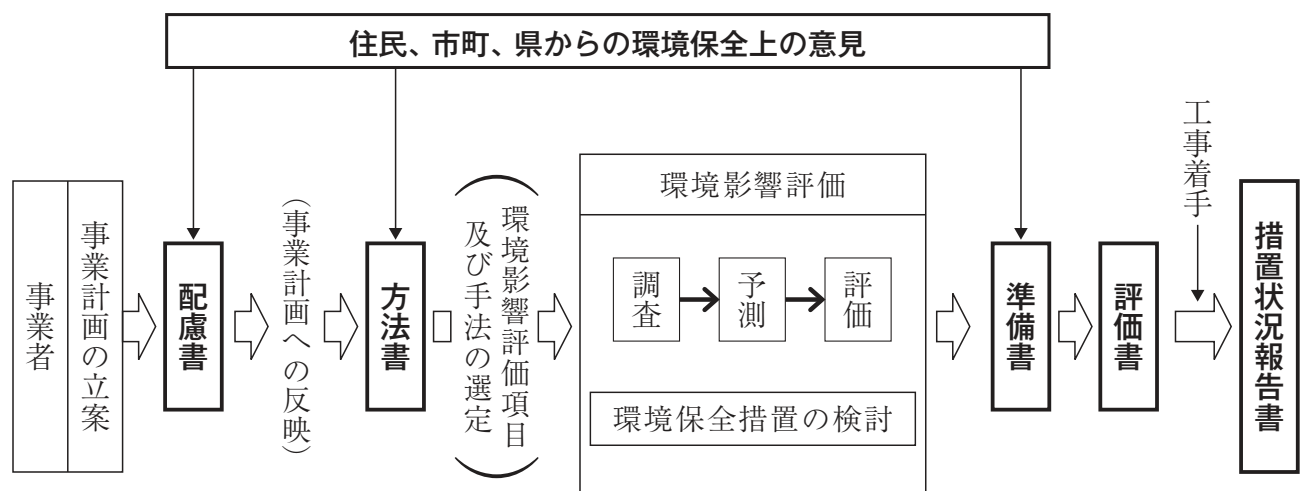
県では、環境影響評価法（以下「法」という。）及び山口県環境影響評価条例（以下「条例」という。）に基づき、手続きを行っている。

また、法及び条例の対象規模に満たない事業のうち、県が実施する公共事業については、「環境事前チェック制度」に基づき、事業部局において、計画立案等の段階から自主的に環境配慮に関するチェックを行っている。

平成27年度は、法対象事業4件及び条例対象事業1件に関する指示、審査を行うとともに、公有水面埋立法に基づく埋立案件5件について必要な指導を行っている。また、県の公共事業2,030件（維持管理事業及び緊急を要する災害復旧事業を除く全ての事業）について、事前チェックを行っている。

今後も、法及び条例等に基づく適切な指導、審査を行うとともに、「環境事前チェック制度」の活用により開発事業等における環境配慮の推進を図ることとしている。

図7-1 環境影響評価制度における主な手続の流れ



○事業者

- ・事業の位置・規模等に係る計画の立案段階における環境影響について検討した「配慮書」を公表し、住民等の意見や知事意見を聴いた上で、事業計画に反映させる。
- ・調査手法等を記載した「方法書」を公表し、住民等の意見や知事意見を聴いた上で、環境影響評価を行う。
- ・環境影響評価の結果を記載した「準備書」についても公表し、住民等の意見や知事意見を聴いた上で「評価書」を作成する。
- ・「評価書」に記載されたとおり、環境に配慮した事業を行う。
- ・工事着手後の環境への影響を把握するための事後調査等を行う。

○住民等

- ・「配慮書」、「方法書」及び「準備書」の各段階において、事業者に対し、環境保全に関する意見を述べることができる。

○県

- ・「配慮書」、「方法書」及び「準備書」について、学識経験者等により構成する「山口県環境影響評価技術審査会」や関係の市町長の意見を聴くとともに、必要に応じ公聴会を開催し、住民等から直接意見を聴いた上で、事業者に対し環境保全に関する意見を述べる。

## 2. 環境に配慮した取組の推進

### (1) 県民・民間団体の取組の促進（支援）

県民一人ひとりのCO<sub>2</sub>排出量の削減対策や省エネ・節電に向けた取組を促進するため、「環境やまぐち推進会議」等と連携・協働し、「ぶちエコやまぐち」を合言葉にノーマイカー、クールビズや省エネエコポイント等のCO<sub>2</sub>削減県民運動を推進している。

また、環境学習センターにおいては、様々な環境情報の提供や人材育成などを通じ、県民、NPO、民間団体等の活動を支援している。

その他、住宅に対する再エネ県産品の導入に対する補助制度や、融資制度等により、家庭における環境配慮の取組を促進している。

### (2) 企業等の取組の促進（支援）

県内の中小企業者等の環境やエネルギー対策への積極的な対応を促進するため、（公財）やまぐち産業振興財団における経営・技術相談をはじめ、融資制度の充実等、中小企業における環境配慮の取組を支援している。

## 3. 公害防止体制の整備（公害苦情処理・公害紛争処理）

### (1) 公害苦情の処理体制

公害に関する苦情は、住民の生活に密着したものが多く、迅速かつ適切な処理及び解決を図ることが必要である。

このため、県及び市町では、公害苦情相談員の選任など、公害苦情を処理する組織の整備、充実を図っている。

### (2) 公害苦情の発生状況

平成27年度の公害苦情の新規受理件数は、708件である。

公害の種類別にみると、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭の「典型7公害」に関するものが全体の72.0%を占め、この中では、大気汚染が最も多く、次いで騒音・振動、水質汚濁、悪臭の順となっている。

なお、残り28.0%は、廃棄物の不法投棄などに関するものとなっている。

### (3) 公害苦情の処理状況

平成27年度の処理すべき公害苦情は、720件（新規受理708件、前年度からの繰越12件）であり、その処理状況は、直接処理（解決）したもの616件、他へ移送したもの35件、本年度に繰り越されたもの12件、その他57件となっており、処理率（処理すべき苦情件数から他へ移送した件数を減じたものに占める直接処理（解決）件数の割合）は、89.9%となっている。

### (4) 公害紛争の処理

公害の規模が広範囲にわたる場合や、被害が人の健康、生命又は財産に影響を及ぼすような場合には、その因果関係や行為の差止め、損害賠償等を巡って当初から公害紛争を生じることがある。

このような紛争を、一般的な訴訟手続よりも簡便に、かつ、迅速・適正に解決するために、県は、

表7-1 公害苦情の処理体制 (H27.4月現在)

区 分		公害苦情処理事務を行う職員		
		公害苦情相談員	その他	合 計
県	本 庁	2	6	8
	出先機関	15	32	47
	計	17	38	55
市 町	本 庁	34	60	94
	出先機関	2	51	53
	計	36	111	147
合 計		53	149	202

公害審査会を設置し、当事者から申請があった場合に、あっせん、調停及び仲裁を行うこととしている。これまで公害審査会が受理した公害紛争の事案は、4件あるが、昭和54年度以降はない。

(5) 畜産関係苦情処理の状況

農林事務所畜産部を中心とした「資源循環型畜産推進指導協議会」による巡回指導を実施し、畜産農家の実情に即した処理及び利用技術の普及を図り、環境汚染の発生防止に努めている。

苦情の種類別発生件数は、水質汚濁2件、悪臭2件、害虫2件、その他（野積みに対するもの）が1件である。

(6) 警察における公害苦情の受理及び処理の状況

平成27年に警察が受理した公害苦情の件数（交通公害・騒音公害に係るものを除く。以下同じ。）は、409件であり、平成26年（354件）と比較して55件増加している。

受理した公害苦情の処理状況については、78件を検挙したほか、軽微なものは警察官による警告・指導・注意などで処理されている。

表7-2 平成27年度 苦情の種類別・畜種別発生件数

区分	合計	単独発生			複合発生				その他
		水質汚濁	悪臭	害虫	水質+悪臭	水質+害虫	悪臭+害虫	水質+悪臭+害虫	
豚	0	0	0	0	0	0	0	0	0
採卵鶏	2	0	0	2	0	0	0	0	0
ブロイラー	1	0	1	0	0	0	0	0	0
乳用牛	1	1	0	0	0	0	0	0	0
肉用牛	3	1	1	0	0	0	0	0	1
ミツバチ	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	7	2	2	2	0	0	0	0	1
		6			0				

表7-3 平成27年警察における公害苦情の種類別受理状況

種類	大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	振動	地盤沈下	悪臭	廃棄物	その他	計
件数(件)	0	1	2	0	0	1	405	0	409
構成比(%)	(0.0)	(0.24)	(0.5)	(0)	(0)	(0.24)	(99.02)	(0)	(100)

表7-4 平成27年警察における公害苦情処理状況

種類	話し合いのあっせん	警告・指導・注意	検挙	措置不能	その他	計
件数(件)	11	96	78	141	83	409
構成比(%)	(2.7)	(23.4)	(19.1)	(34.5)	(20.3)	(100)

(7) 警察における環境事犯の取締り状況

平成27年に警察が検挙した環境事犯は、112件124人で、平成26年（116件、146人）と比較すると4件・22人減少している。

表7-5 平成27年警察における環境事犯の検挙状況

	廃棄物処理法										計	
	不法投棄				不法焼却				その他			
	一般廃棄物		産業廃棄物		一般廃棄物		産業廃棄物					
検挙数	55件	57人	5件	5人	39件	47人	9件	10人	4件	5人	112件	124人

## 4. 調査研究、監視・測定の実況

(1) 環境保健センター

大気質、水質等に及ぼす環境汚染要因を科学的に究明するため、長期的な計画に基づいて調査研究を行っている。

(2) 農林総合技術センター

県民の安心・安全、環境保全、地産・地消への意識の高まり、産地間競争の激化、農政改革など

の課題に対応するため、農林業関係の試験研究機関等の総合力を発揮し、試験研究、高度技術普及、人材養成を一体的に推進している。

### (3) 水産研究センター

「水産資源の管理・回復」や「漁場の開発・整備」、「漁場環境の保全」、「水産物の利用加工」等の調査研究、技術開発に積極的に取り組んでいる。

### (4) 地方独立行政法人山口県産業技術センター

ISO14001規格に準ずる環境マネジメントシステムを構築・運用し、環境負荷の低減に直接あるいは間接的に影響を及ぼす産業技術分野の試験研究を実施している。

また、県内中小企業、関係機関等の環境保全に関する技術支援や意識の普及・啓発を図っている。

## 5. 環境情報の収集と提供

環境白書や環境ホームページ等による情報の提供・発信を行っている。

### (1) 環境ホームページ「やまぐちの環境」

県民、事業者等の環境問題に対する理解と認識を深め、環境の保全と創造に向けた自主的な取組を促進するため、環境の現状と課題、県の環境関連施策やエコツーリズムなどの自然関係情報や大気・水質の最新環境調査結果など、幅広い情報等を提供している。

### (2) 快適環境づくりシステム（地理情報システム（GIS））

各種計画の策定や開発事業を実施する場合、事前に地域の環境特性を把握し、対策を検討して環境への影響を少なくすることが必要である。

このため、県の地形、水系、動植物の分布、土地利用、公害規制区域等地域の環境を構成している自然的・社会的条件を画像化した地図情報をこのシステムを通じて提供している。

## 6. 国際協力の推進

### (1) 山東省との環境技術交流

県及び山東省相互の環境技術交流を促進するため、平成4年度から環境分野に携わる技術者を受け入れ、県、企業等において専門研修を実施している。また、県からも技術指導者を派遣し、技術交流を進めるなど、地域レベルでの環境保全及び国際協力を推進している。

平成27年度は、山東省から7名の技術者を8日間受け入れ、行政研修や企業視察等を実施するとともに、県から2名の技術指導者を5日間派遣し、山東省環境保護庁などで講演や情報交換を行っている。

### (2) 日韓海峡沿岸県市道環境技術交流

日韓海峡沿岸県市道（山口県、福岡県、佐賀県、長崎県及び釜山広域市、全羅南道、慶尚南道、済州特別自治道）間の共同繁栄と友好増進を図るとともに、環境技術等の相互交流を促進するため「日韓海峡沿岸県市道環境技術交流会議」において、環境保全、公害防止等に関する共同調査を行っている。

平成27年度は、「微小粒子状物質（PM2.5）に関する高濃度時期の広域分布特性調査」について、前年度に引き続き調査を行い、結果を報告書にまとめている。

本年度からは、「大気中の揮発性有機化合物調査」を2年間行うこととしている。